基金事業　参考資料

令和８年１１月１３日（金）

事務局説明資料

基金とは？

- 独立行政法人・公益法人等が、国から交付された資金を原資として、複数年度にわたり支出することを目的として保有する金銭
- 複数年度にわたり機動的な財政支出ができる利点がある一方で、執行管理の困難さも指摘
- 適正かつ効率的に国費を活用する観点から、各府省庁自らが執行状況を継続的に把握し、使用見込みの低い資金は返納するというPDCAサイクルを確立することが重要



税特別措置・補助金見直しに関する関係閣僚等及び副大臣会議（第２回）
（令和８年４月10日開催）資料１

補助金・基金に関する主なご提案・ご意見

（基金関係）

○一定期間ごとに成果指標（KPI）等を検証し、資金配分に反映すべき

- 厳格なステージゲート（進捗評価による打ち切り）を適用するなどして、必要な事業に重点的に資金配分すべき。
- 「早期の撤退判断」や「計画の柔軟な変更」を正当に評価する仕組みを導入し、柔軟に資金再配分すべき。

（例）宇宙戦略基金

○公費負担に応じ、事業成果を国へ還元させるべき

- プロジェクトの成功時に利益の一部を国に返還することを義務付けるべき。
- 研究開発費の一部を「運用開始」「コスト削減効果」など、事後的なKPI達成に応じて支払う成果連動型にすべき。

（例）グリーンイノベーション基金／経済安全保障重要技術育成基金

○重複、休眠等の状態にある基金を整理・統廃合し、不要な資金を国庫返納すべき

- 似た目的の事業が複数存在することで、事務コストの重複が発生し、国家として戦略的な集中投資が阻害される。
- 長期間活用されていない基金は、サンセット条項など、一定期間で縮減・返納させる仕組みを整えることが必要。

（例）中小企業等事業再構築促進基金／ワクチン生産体制等緊急整備基金／ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ・ｽﾀｰﾄｱｯﾌﾟ・ｷｬﾝﾊﾟｽ基金

○基金活用に付随する機会費用を軽減すべき

- 基金残高の滞留は、必要性の高い政策分野への資源配分を遅らせる機会費用につながる可能性がある。
- 基金の運用収入や調達コストの議論が無視されている。その都度、適正な金額を措置するのが効率的。
- 基金が生み出す運用益を政府の財源に活用すべき。

○基金を「見える化」し、透明性を確保すべき

- 基金化により、国会や国民によるチェックが弱まっていないか。
- 基金の保有残高や執行状況、詳細な使途等を四半期ごとに公表すべき。
- 全ての基金について、成果や課題に関する検討状況・結果を横断的に確認可能な形で公表すべき。

○基金設置法人等の運営、執行を適正化すべき

- 基金設置法人の善管注意義務や説明責任を明確にすべき。
- 過去の事業において不正や不適切な会計、著しく低い成果しか上げられなかった団体への厳しい対応を考えるべき。
- 委託・再委託を経る複雑な中間構造により、資金の流れや行政コスト、事業成果が国民から見えにくく、公正でない懸念。

（例）文化芸術活動基盤強化基金

各府省庁における要求・要望に向けた自己点検

税特別措置・補助金見直しに関する関係閣僚等及び副大臣会議（第２回）
（令和８年４月10日開催）資料２-1

１．各府省庁における自己点検

・ 各府省庁において、国民からの提案も踏まえ、租税特別措置・補助金・基金の**自己点検**を実施
※「租税特別措置等の各省自己点検」、「行政事業レビュー」といった場を活用

・ 令和９年度予算要求・税制改正要望に向けて点検結果を踏まえた見直しを検討

２．国民からのご提案を踏まえた「点検の視点」

特に租税特別措置等について

① 期限到来時には延長ありきではなく、効果検証の上、ゼロベースで見直すことを徹底すべき
② 適用を受ける者（業種・企業規模）や適用額等の分布等の実態を明らかにすべき
③ 租税特別措置等が企業・個人の行動変容に結びついているか等、実態に基づき、政策効果を定量的に検証すべき
④ 検証を踏まえ、政策効果や費用対効果を分かりやすく公開し、政策の透明性等を高めるべき
⑤ 定量的な効果検証のため、具体的なKPIが設定されていない場合には設定すべき

特に補助金・基金について

① 効果検証を強化し、成果に基づく制度運用へ転換すべき
② 政策目的と手段を精査し、公平で目的に即した政策設計・運用を徹底すべき
③ 事業構造や執行面の改善により、透明性・効率性を高め、不正・中抜きを防止すべき
④ 補助金依存体質を改め、自治体・事業者の自立や成長につながる仕組みに改めるべき
⑤ 申請・報告等の事務負担を軽減し、現場が本来業務に専念できるようにすべき

※ とりわけ基金について踏まえる視点
・ 一定期間ごとに成果指標（KPI）等を検証し、資金配分に反映すべき
・ 重複、休眠等の状態にある基金を整理・統廃合し、不要な資金を国庫返納すべき
・ 基金を「見える化」し、透明性を確保すべき
・ 公費負担に応じ、事業成果を国へ還元させるべき
・ 基金活用に付随する機会費用を軽減すべき
・ 基金設置法人等の運営、執行を適正化すべき

基金ルールの見直しについて

（令和８年７月30日　行政改革推進会議）

１．「経済財政運営と改革の基本方針2026」（令和８年７月21日閣議決定）に基づき、基金については、「基金の点検・見直しの横断的な方針について」（令和５年12月20日行政改革推進会議）における「新たな予算措置は３年程度として、成果目標の達成状況を見て、次の措置を検討する」とのいわゆる「３年ルール」は適用しないこととする。

２．基金への予算措置にあたっては、補正予算に依存した財政運営から脱却し、恒常的な施策については当初予算で措置する方針であることを踏まえ、投資にかかる計画策定や国庫債務負担行為を組み合わせて予見可能性を確保しつつ、事業の進捗や政策効果の発現の状況を確認しながら、資金需要に弾力的に対応できるよう必要な金額を措置していくことで、柔軟で効率的な資金管理と両立させる。

３．あわせて、**執行段階における政策・投資効果の最大化、資金活用の効率化、資金管理の透明化・適正化のため、実効性のある仕組みを構築**する（※）。

※ 詳細については、**以下の方針に従い、予算編成過程において具体化**する。

（１）政策・投資効果の最大化

・**成果管理の徹底のため、ステージゲート**（定期的（１～３年）に支援案件の進捗・成果を評価し、次の段階の支援の判断をする機会）**を必置化**する。

・**基金からの支援によって生じた一定の利益を基金設置法人・国へ返納（収益納付）することを原則化**する。案件の性質に応じて、将来の利回りが期待できる**出資・貸付による支援を積極的に検討**する。

（２）資金活用の効率化

・**目的・対象等が重複**する基金や、長年活用されていないもしくは**活用が非常に低調**な基金、**設置期限が到来**している基金、**既に基金要件を満たさなくなっている**基金等について、**統廃合を検討**する。

・金利上昇による基金の保有コストの上昇を抑えるため、**長期滞留資金の防止や機会費用の軽減を考慮した国庫返納の仕組み**を整備する。

（３）資金管理の透明化・適正化

・資金管理の状況を「見える化」するため、基金事業ごと及び基金全体について、**交付決定や支出、運用の状況等を四半期ごとに公表**する。**執行における不適切事例や立入検査等の状況を公表**する。

・基金の管理・活用を適正かつ確実に行うため、**基金設置法人に求められる適格性の要件を明確化した上で、充足を徹底**させる。**委託・再委託等**を行う場合には**あらかじめ所管府省庁の承認を得ることを必須**とする。不正防止への対応等実効性あるガバナンスとなるよう、法制上の措置を合わせて検討する。

「補助金・基金の見直し」に向けた見直しの着眼点

〔令和８年10月９日　租税特別措置・補助金・基金の徹底見直しに関する関係閣僚等及び副大臣会議〕

＜見直しの着眼点①（補助金）＞　費用対効果の検証

- 外部有識者やＥＢＰＭを活用し、進捗や政策効果をモニタリングし、費用対効果を厳しく検証することが可能か。

＜見直しの着眼点②（補助金）＞　目的・手段の妥当性、出口戦略の明確化

- 事業内容が社会経済情勢の変化を的確に踏まえたものになっているか。
- 目的に対する手段として効率的・重点的な支援になっているか。
- 段階的に金融手法に移行する道筋を明確化するなど、出口戦略が明確になっているか。

＜見直しの着眼点③（補助金）＞　官民・国地方の役割分担

- 民間が負担すべきリスクまで公的支援に頼っていないか。民間が事業の進捗・成果にコミットしているか。
- 国と地方の役割分担が適切に設定されているか。

＜見直し着眼点④（補助金）＞　重複排除

- 成長投資・危機管理投資を官民が一体となって大胆に進めていくことは重要だが、一方、重複排除の観点から、事業の目的や手段が近接・類似する施策が実施されていないか。

＜見直しの着眼点⑤（基金）＞　基金に滞留している資金の活用

- 既存基金について、事業の性質に応じて、基金に滞留している資金を国庫返納し、国庫債務負担行為の活用に切り替えていくことで、予見可能性を確保しつつ、資金活用を効率化できないか。

基金に滞留している資金の活用

○ 基金残高はコロナ禍以降高水準で推移。そうした中、足元の金利上昇に伴い、**基金の機会費用が増加**。

○ 複数年度にわたる安定的な支援の手法としては、基金のほかに**国庫債務負担行為**も存在。国庫債務負担行為は、
- 予算形式で将来にわたる債務負担を認めるものであり、**国会の議決という形で予見可能性を確保可能**。
- 初年度に複数年度分を支出する基金と異なり、初年度は複数年度分の債務負担のみを行い、**支出は各年度に行うため、資金の滞留を生じない**。

○ 事業の性質に応じて、基金に滞留している資金を国庫返納し、**国庫債務負担行為の活用に切り替え**ていくことで、**予見可能性を確保しつつ、資金活用の効率化を図ることが可能**。

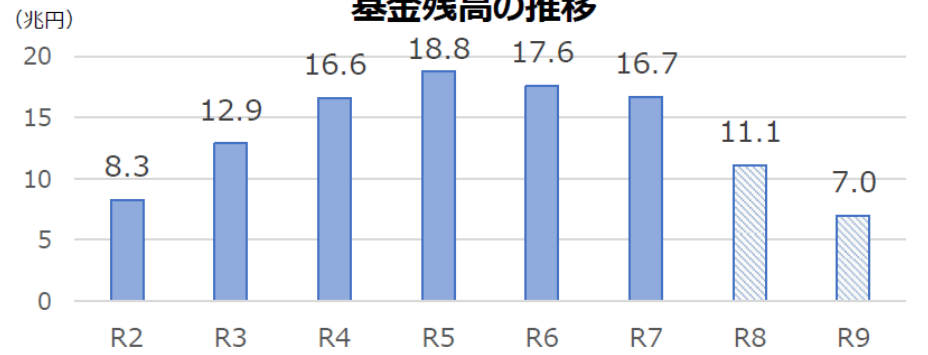
国庫債務負担行為について

	基金	国庫債務負担行為
概要	**各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要な事業**について、あらかじめ複数年度にわたる財源を確保するため、国の補助金交付を受け事業者（独法等）が設置するもの （補助金等適正化法施行令４条２項）	予算の形式で、**国が、次年度以降にも効力が継続する債務を負担**することを認めるもの（※原則５か年度以内） （財政法15条）
手続き	**設置する年度（初年度）の歳出予算に**、基金造成費補助金として、**複数年度にわたる財源を計上**	設定する年度（初年度）の予算に、債務負担の「限度額」・「年限」等を計上 以降、**各支出年度の歳出予算に所要額をあらためて計上** （※基金と異なり、**資金の滞留を生じない**）

（参考）骨太方針2026（令和8年7月21日閣議決定）

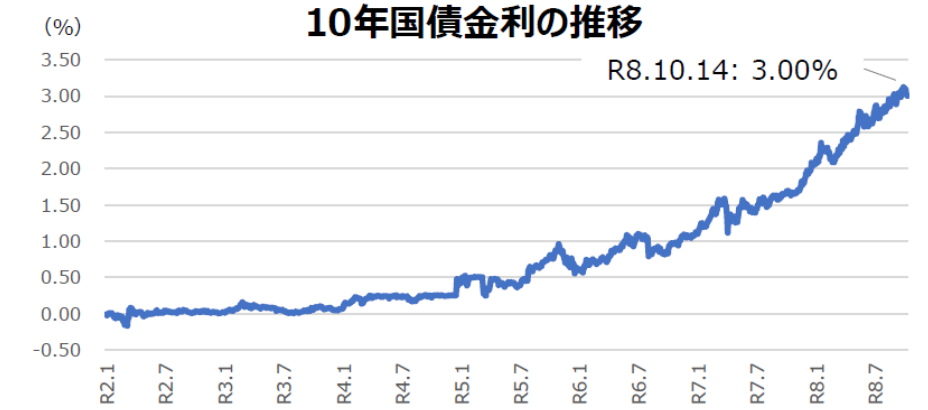
基金や複数年度にわたる予算措置については、長期投資に必要な予見可能性と、柔軟で効率的な資金管理を両立させる観点から見直す。…（中略）…
国家戦略上重要な長期投資等について、複数年度にわたり安定的に支援するに当たり基金、国庫債務負担行為による複数年度契約、財政投融資、出資等の手法について、ガバナンスを強化しつつ、投資の性質に応じて適切な手段を活用する。

基金残高の推移



（注１）地方設置基金を含まない。R8年度、R9年度は見込み値。
（注２）行政改革・効率化推進事務局HP掲載の「公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表」および行政事業レビュー見える化サイトに掲載された基金シートのデータをもとに集計。

10年国債金利の推移



（出所）Bloomberg